

# 熊谷市サッカー協会会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、熊谷市サッカー協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長の指定したところにおく。

## 第2章 目 的

(目的)

第3条 本会は、熊谷地区におけるサッカー愛好者が、協調・規律・自主の精神をもって本会を研修向上の場として活用、修得したアマチュアスポーツ精神の成果を現実に具体化することによって地区サッカーの啓蒙及び発展を目的とする。

## 第3章 事 業

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成させるためにつぎの事業を行う。

1. 熊谷市における各種サッカー大会
2. サッカー技術の研修及び普及
3. 技術向上のための親善試合
4. その他本会の必要とする事業

## 第4章 構 成

(構成)

第5条 本会は、原則として熊谷市内に居住または勤務地を有し、本会の目的趣旨に賛同し、本会に加盟登録したチーム及び学識・経験者をもって構成する。

## 第5章 役 員

第6条 本会に、つぎの役員をおく。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 会長   | 1名  |
| (2) 副会長  | 若干名 |
| (3) 理事長  | 1名  |
| (4) 副理事長 | 若干名 |
| (5) 理事   | 若干名 |
| (6) 監事   | 2名  |

(会長および副会長)

第7条 会長及び副会長は、評議員会で決定する。

2. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、または欠けたときはその職務を代行する。

(理事)

第8条 1. 理事は、評議員の中から、評議員会において選出する。

2. 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

(理事長及び副理事長)

第9条 理事長及び副理事長は、理事の互選により決定する。

2. 理事長は、理事会の議決にもとづき会務を掌理する。ただし、緊急を要する事項については専決することができる。この場合には、つぎの理事会に報告しその承認を得なければならない。

3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある場合はその職務を代行する。

(監事)

第10条 監事は、評議員会の決定により会長がこれを委嘱する。

2. 監事は、会計を監査する。

(役員の任期)

第11条 本会の役員の任期は、2ヶ年とする。ただし、再選をさまたげない。

2. 欠員を生じた場合の補欠役員の任期は前任者の残留期間とする。

3. 役員は、その就任時に70歳未満でなければ就任できない。

(役員の解任)

第12条 本会の役員がつぎの各号の一つに該当するときは、理事会及び評議員会の決議を経てその役員を解任することができる。

(1) 役員がその所属団体または組織をはなれた場合

(2) 役員としてふさわしくない行為のあった場合

(3) 心身の故障のためその職務に耐えられなくなったと認められた場合

## 第6章 顧 問、参 与

(顧問、参与)

第13条 1. 本会に、顧問、参与をおくことができる。

2. 顧問・参与は、評議員会に諮って会長が委嘱する。

3. 顧問、参与は、会長及び理事会の諮問に応ずる。
4. 顧問・参与の定年は80歳とする。

## 第7章 評議員

第14条 評議員は、加盟チームより各1名及び学識・経験者で構成する。

2. 会長は、理事会の承認を経て、学識・経験者を評議員に委嘱することができる。
3. 評議員は、評議員会を構成し重要な事項を議決する。

## 第8章 会議

(評議員会)

第15条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2. 評議員会は、年1回とし、臨時評議員会は必要あるとき随時開催する。
3. 評議員会は、会長が招集し、その議長となる。
4. 評議員会において議決すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画
- (3) 収入支出の予算および決算
- (4) 役員の変更
- (5) その他理事会の諮問に応じ、本会の業務に関する重要事項

(理事会)

第16条 理事会は、会長・副会長・理事で構成する。

2. 理事会は、必要に応じて会長が招集しその議長となる。
3. 理事会は、評議員から委任された事項及び評議員会に提出された事項並びに本会則で定めるもののほか、本会の業務推進上必要と認められた事項を審議する。

(会議の成立)

第17条 評議員会・理事会は、それぞれの定数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。ただし、あらかじめ書面をもって委任をしたものは、出席とみなす。

(議決)

第18条 評議員会・理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がきめる。

## 第9章 運営委員

(運営委員)

第19条 本会に、会則第4条の事業を遂行するために、各種の運営委員をおく。

2. 運営委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

## 第10章 会費及び会計

(会費等)

第20条 本会運営に要する費用は、次によってまかなう。

- (1) チーム会費
- (2) 新入会費
- (3) 事業収入
- (4) 補助金、賛助金、その他

2. チーム会費、新入会費、県リーグ加盟チーム会費及び休部チーム会費は、理事会で決定する。

(事業計画及び予算)

第21条 事業計画及び予算は、評議員会の承認を得るものとする。

(事業報告及び収支決算)

第22条 本会の事業報告・決算は、監事の監査を経て評議員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 付 則

1. 本会則は、昭和42年7月1日より施行する。
2. 昭和57年3月27日改正
3. 昭和62年3月28日改正
4. 平成元年3月25日改正
5. 平成9年3月15日改正
6. 平成18年3月19日改正
7. 平成26年3月8日第11条改正
8. 平成29年3月18日第13条改正